

文教福祉常任委員会

平成23年9月12日

午前9時30分開会

於大口町役場第1委員会室

1. 協議事項

1. 平成23年第6回大口町議会定例会付託議案について
2. 請願書の付託について
3. その他

2. 出席委員は次のとおりである。(7名)

委員長	岡孝夫	副委員長	木野春徳
委員	江幡満世志	委員	伊藤浩
委員	大島保憲	委員	土田進
委員	丹羽勉		

3. 欠席委員は次のとおりである。(なし)

4. 委員会条例第17条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	森進	副町長	大森滋
教育長	長屋孝成	健康福祉部長	村田貞俊
総務部長	小島幹久	生涯教育部長	近藤孝文
生涯教育部 参事兼 生涯学習課長	松浦文雄	戸籍保険課長	掛布賢治
福祉こども 課長	天野浩	保育長	中野幸子
健康生きがい 課長	宇野直樹	政策推進課長	社本寛
学校教育課長	竹本均	図書館長	熊崎哲也
戸籍保険課長 補佐	江口靖史	福祉こども 課長補佐	服部昭彦
健康生きがい 課長補佐	掛布紀子		

5. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河合俊英 議会事務局長 吉田雅仁
次

(午前 9時30分 開会)

○委員長(岡 孝夫君) 改めまして、おはようございます。

定刻より若干早いようですが、皆さんおそろいようですので、始めさせていただきます。

本日は文教福祉常任委員会、定刻に御参集いただきまして、ありがとうございます。

当委員会に付託を受けました6議案、1請願につきまして、慎重なる御審査、並びに適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではありますが、開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

町長。

○町長(森 進君) おはようございます。

東日本大震災から半年が経過をし、改めて地震、津波、そして原発事故を振り返るテレビ番組がきのうは多く放送されておりました。この大震災の復旧・復興にはまだ時間がかかるということは共通の認識だと思います。この災害を忘れることなく、今後も支援を考えていきたいというふうに思っております。

また、今月3日に予定をいたしておりました23年度の大口町の防災訓練も台風12号の上陸という状況の中で延期をいたしました。この台風12号による豪雨では、紀伊半島に多くの被害をもたらしました。ともに被災地の皆様にはお見舞いを申し上げます。

そんな中、9月10日土曜日には、第10回やろ舞い大祭がプロジェクトの皆さんのお骨折りによりまして、多くの皆さんの参加をいただき、大変盛況でありました。大口町から元気が発信できたのではないかなというふうに思っております。

さて、本日の文教福祉常任委員会でございますが、今も委員長さんからお話がありましたように、9月6日の本会議におきまして付託を受けました5議案、1認定について御審議をいただくわけであります。どうぞよろしく願いいたしまして、あいさつとさせていただきます。よろしく願いします。

○委員長(岡 孝夫君) それでは、ただいまより文教福祉常任委員会を開きます。

事前に総務部長より発言を求められておりますので、これを許可します。

総務部長。

○総務部長(小島幹久君) お手元の方に正誤表と訂正シールを配付させていただいております。認定第1号の平成22年度決算に係る主要施策の成果報告書に誤りがありましたので、正誤表の方を配付してありますので、シールの方も張っていただきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。大変申しわけないことでしたけれども、よろしく願いいたします。

○委員長(岡 孝夫君) それでは、本日の次第に沿って進めてまいります。

1番、平成23年度第6回大口町議会定例会付託議案についてであります。

本会議において提案説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。

議案第45号 大口町立学校施設開放に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

(挙手する者あり)

○委員長(岡 孝夫君) 江幡委員。

○委員(江幡満世志君) 本議会の質疑の際に吉田議員の方からも何点かの条項についていろいろな質疑があったと思うんですけども、まず8条の中で、公益上、その他特別の理由があると認めるときは使用料を減免する。公益上、その他特別の理由があると認めるといふ漠然とした条文のつくり方なんですけれども、その最後にまた12条の中で教育委員会規則で別に定めると。こういう条例ですから、改めて議会としても町としても定める以上、詳細にわたったものが欲しいんじゃないかなというのが前回の質疑の際にも求められていたと思います。

私の私見としては、例えば子ども会ですとか、町内におけるいろいろなNPO法人、諸団体ですね、そういった方々が利用するような場合には、最初から無料というような規定を設けてもいいんじゃないかなと思います。利用者の側に立って考えた場合に、釈然としないような部分があったりとかする部分もあって、非常にこの条例そのものを詳細にわたって明記するというのも難しい点があるかとは思いますが、その後の担当部署における条例そのものの条文に関して、どのように進行しているのか、お聞きしたいと思います。

○委員長(岡 孝夫君) 生涯教育部参事。

○生涯教育部参事兼生涯学習課長(松浦文雄君) 江幡委員さんの御質問にお答えをいたします。

使用料の件は質疑の際に質問があり、今の減免のことの詳細なものがここには載っていないということで、議場の席でお話をさせていただきましたんですけど、使用料の12条の最後のところで、詳細については大口町教育委員会規則の方で表示をさせていただきます。その中にすべての催し、団体、すべてのものについて、どれが無料で、どれが有料というところまでは表記はしてありませんが、一つは、公のところを町が使う場合については、使用料の全額無料というのが上げてあります。2番目にありましたのは、今まで、現に継続してほかの施設を使っている同等の表現方法にしてあります。2番目が、町内の幼稚園及び保育園、並びに小中学校が使用するときは使用料の全額を免除させていただくと。それ以外については、はっきり明記してありませんが、教育委員会の方でやむを得ない理由のために教育委員会が特に必要と認めたときは、教育委員会が認めた額を減免するという表記になっております。よろしくお願いします。

(挙手する者あり)

○委員長(岡 孝夫君) 江幡委員。

○委員(江幡満世志君) そうすると、現段階では、例えばいろんな地域で子ども会などがありますけ

れども、そういったところに対して、あらかじめ減免の対象、また無料の対象になるという明記をする意思はないということですね。

○委員長（岡 孝夫君） 生涯教育部参事。

○生涯教育部参事兼生涯学習課長（松浦文雄君） お答えします。これまでは子ども会さんについては減免をしてきておりませんでした。

（挙手する者あり）

○委員長（岡 孝夫君） 江幡委員。

○委員（江幡満世志君） 例えば子ども会に限らず、先ほどもNPOの諸団体、老人クラブですとか、ほかの団体もあると思います。今回開放の予定になっているのは、大口中学校の特別教室で、例えば調理室ですとか、被服室ですとか、それから技術家庭科室ですとか、特殊な教室ですよ。そういったところの利用の目的というのは、町内以外の団体なんかもちろんあつたりして、そういったところに対しては有料であるということを明記するのはいいかと思えますけれども、町内における、町の施設を利用する。管理は教育委員会ですから、100%町の管理というのともまたちょっと意味合いが違うような気がするんですけど、とりわけ町内の町民の人たちの利用に当たっては、減免なり、無料化、そういった方針を打ち出していてもいいような気がするんですね。

今の参事のお話を聞いている範囲では、教育委員会の規定があつて、あとは利用者の申し出があつた際にその都度考えると。担当部署の判断一つでどうにでもなっちゃうような、悪い言い方をすると。そんなような気もしないでもないんですね。ですから、もうちょっと明記するというか、もうちょっと詳細な方向性ですか。基本的に私はこの議案に対しては賛成です。ただ、余りにも管理側の方の考え一つでどうにでもなっちゃうような内容だなと。これは、使用料に関して有料か、無料か、減免かということの点についてだけなんですけどね。あとの点に関しては、当たり前なことしか書いてありませんし、それはそれでいいかと思えます。ただ、使用するに当たっての料金の有無、その1点に関してだけ、もうちょっと詳細なものを詰めていくことを私は望みたいなあと思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（岡 孝夫君） 生涯教育部参事。

○生涯教育部参事兼生涯学習課長（松浦文雄君） これまでも詳細な表とか、そういうものは規則にものせてありませんでしたけど、それですうっと現状まで継続して行ってきたわけでありましたが、大口町にもNPO団体、各種の団体等がありますので、NPO団体とか、そういう団体については多く利用の場を与えることも考えておりますので、減免の方で考えてみる必要性があると考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

（挙手する者あり）

○委員長（岡 孝夫君） 江幡委員。

○委員（江幡満世志君） すみません、細かいことを言って。過去の例というか、今までのことというのは私もわからない部分がありますので申しわけないんですけど、ただ、今、参事の御発言の中で、今までもこうしてきたからという言葉がちょっとひっかかったんですね。今までは今までの、既成的にあったものとして、それはよかったですと思います。だけど、見直すものは見直していかなくちゃいけないわけですから、既成概念の中で、今までこうだったから、これからもこういう案件に対しては、このような対処でいいんじゃないかみたいなお考え方と発言は、できましたら訂正をお願いしたいと思います。

○委員長（岡 孝夫君） 生涯教育部参事。

○生涯教育部参事兼生涯学習課長（松浦文雄君） これから団体等の減免のあり方について、見直していきたいと考えております。よろしくお祈いします。

○委員長（岡 孝夫君） その他ございませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（岡 孝夫君） 丹羽委員。

○委員（丹羽 勉君） 6条の開放日時について、ちょっとお伺いします。

開放の単位というのは、半日単位ということですか。1時間単位で半日ごとに区切るという考え方でいいんですか。

○委員長（岡 孝夫君） 生涯教育部参事。

○生涯教育部参事兼生涯学習課長（松浦文雄君） 条例の3ページに別表3がございますけど……、別表1です、すみません。別表1の方に特別教室の部屋数が7教室、ランチルームを入れて7と。1室1時間500円とさせていただいて、開放施設の開放日時は、土曜と日曜日の午前9時から正午と午後1時から午後4時の午前と午後の3時間のうちで使っていただけるように今思っております。

（挙手する者あり）

○委員長（岡 孝夫君） 丹羽委員。

○委員（丹羽 勉君） そうすると、終日使用したいという場合には、要するに2単位お借りするという考えですか。

○委員長（岡 孝夫君） 生涯教育部参事。

○生涯教育部参事兼生涯学習課長（松浦文雄君） 終日の方は、2単位で午前、午後と使用していただくことになります。

（挙手する者あり）

○委員長（岡 孝夫君） 丹羽委員。

○委員（丹羽 勉君） そうすると、1日、朝の9時から午後4時まで連続して使うということはないわけですね。

○委員長（岡 孝夫君） 生涯教育部参事。

○生涯教育部参事兼生涯学習課長（松浦文雄君） 受け付けをさせていただきますので、現在は受け付けのときに抽せん方法は使っておりませんので、現在思っているのは、1日使う希望があれば、それで重複するところがふえてくればまた考えますが、1日継続して使われる希望があれば、お貸しするように考えております。

（発言する者あり）

○生涯教育部参事兼生涯学習課長（松浦文雄君） 1時間500円としてありますので、この時間内で掛けた料金で御使用していただければ結構です。

（挙手する者あり）

○委員長（岡 孝夫君） 丹羽委員。

○委員（丹羽 勉君） そうすると、正午から午後1時までというのはどうなるんですか。

○委員長（岡 孝夫君） 生涯教育部参事。

○生涯教育部参事兼生涯学習課長（松浦文雄君） この1時間は休憩時間となっております。

（挙手する者あり）

○委員長（岡 孝夫君） 丹羽委員。

○委員（丹羽 勉君） 理解できんけど、使用料は当然かからない。その間については休憩ということで、正午から午後1時まででは利用できないと。仮に9時から午後4時まで1日お借りしたいという場合でも昼の休みはだめだよということですか。

○委員長（岡 孝夫君） 生涯教育部参事。

○生涯教育部参事兼生涯学習課長（松浦文雄君） 管理人さんがずうっとついておりますので、管理人さんのことも考えて休憩時間として、その時間は料金に入りません。

（挙手する者あり）

○委員長（岡 孝夫君） 丹羽委員。

○委員（丹羽 勉君） このあれでいくと、料金に入らないということはわかるし、正午から1時までがお休みかなと思うんですけど、利用者の立場に立ってみれば、終日使いたい人に対して、こういうふうに途中で区切るんじゃなくて、1日お貸しして、ただし書きかなんかで正午から1時の間は、休憩としますというような表示の方がいいんじゃないかと思いますが、どのようにお考えですか。

○委員長（岡 孝夫君） 生涯教育部長。

○生涯教育部長（近藤孝文君） 基本的に終日貸し出しますが、必ず午後0時から1時までの間は休憩をとっていただきます。なお、終日使われたい方はその部屋の中に荷物を置いていただくということで、終日貸し出すということの解釈をしたいと思います。よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

○委員長（岡 孝夫君） 大島委員。

○委員（大島保憲君） 学校開放に関しましては、従来から他の市町村でも既に開放しているところがあることは承知しておりますが、実際に学校開放していないところというのは、いろいろセキュリティーの問題ですとか、あるいは要望がないといいますか、町民の方から学校の施設を使いたいということがない限りはあまり開放しないというか、前向きでないというのが方針だろうと思いますが、まず一つ目として、大口町から、この特別教室について使わせてほしいというニーズは本当にあるのでしょうかというのをまずお聞きしたいと思っております。

それから、細則をつくって、いろいろ管理規定なんかもつくっていただけるというふうに今お話があったように思いますが、かぎの管理ですとか、あるいは終わった後の確認とか、こういう役目の方は教育委員会というふうになっておりますが、学校の職員がやるのか、あるいは教育委員会の中の専従というか、これに関して、土曜日、日曜日の専任の方がこれについて、かぎの渡し、あるいは回収、その後の現場の確認といいたいでしょうか、こういうものをどのように考えていらっしゃるのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○委員長（岡 孝夫君） 生涯教育部参事。

○生涯教育部参事兼生涯学習課長（松浦文雄君） お答えいたします。

大口中学校にある特別教室においては、明日の学校づくりの中でも表記がしてあって、そもそも一部分、東側のところは、特別教室においては将来生涯学習の学習棟の意味合いでつくられたのが最初の始まりです。その後、学校支援事業の国庫補助の事業が始まりまして、学校支援のボランティアさんを募集したところから始まって、その1年後には生涯学習のまちづくり実行委員会に名称変更して、さらに広く学校のまちづくり実行委員会の中で地元住民に広く施設を使っていたとすることがその実行委員会の中の主たる目的の中に入っておりましたので、特に要望があって開放を今回するものではございません。当初の目的に従って、開放をもっと早くするべきでありましたけど、ようやく整備が整ったということで始めさせていただいております。

それと、特別教室の管理であります。特別教室は、今お話しさせていただきましたように、生涯学習のまちづくり実行委員会が中学校の開放室というのが、事務局がございますので、その事務局にございますので、開錠も施錠も学校開放で使用していただける方の管理指導も、生涯学習のまちづくり実行委員会の職員2名でさせていただきます。よろしく申し上げます。

（挙手する者あり）

○委員長（岡 孝夫君） 大島委員。

○委員（大島保憲君） そうしますと、月曜日になりまして、学校の教室を使うときに全く支障が出ないように、その辺は管理指導員といいたいでしょうか、そういう方が実際についていただけると。確認をして、オーケーを出すということになるのでしょうか。

○委員長（岡 孝夫君） 生涯教育部参事。

○生涯教育部参事兼生涯学習課長（松浦文雄君） 普通教室と特別教室が混在しますので、そのセキュリティの関係だと思うんですけど、土日開放予定ですので、金曜日に帰るときに、この間もちょっと説明させていただいたんですけど、学校さん側で帰りのときに、手動式のシャッターで特別教室、普通教室が間仕切りできるようになっておりますので、それでロックすれば、もうかぎは施錠されております。土曜日、日曜日に使用して、かぎをかけて帰ります。同じように、月曜日は学校側さんの方であけていただくということを今思っております。

（挙手する者あり）

○委員長（岡 孝夫君） 大島委員。

○委員（大島保憲君） 私が聞いているのは、月曜日に学校が特別教室を使うときに支障が出ることはないように、その辺は管理指導員といいたいまいしょうか、その方が責任を持って最終的なチェックをするというシステムをつくっていただけるといえることでしょうか。

○委員長（岡 孝夫君） 生涯教育部参事。

○生涯教育部参事兼生涯学習課長（松浦文雄君） 特別教室で調理室とか技術室がありますので、いろんな道具、調理用具が使われたときもチェックしていただいて、管理指導員が確認して、支障のないようにできるように、今その準備をしております。

（挙手する者あり）

○委員長（岡 孝夫君） 大島委員。

○委員（大島保憲君） ニーズがないのに開放するというのが、遅かりしといいたいまいしょうか、学校を開放するためのいろんな補助事業ということで中学校がやってきているということなんですが、ニーズがないのにあけなきゃいけないというところがあるんですね。例えば今後、小学校あたりも地域として使いたいという要望が出てきたときには、学校開放というのは国の方針ですから、特別教室も含めて、地域に開放していくというのがベストだと思っておりますが、そういうときはまた違うと理解すればよろしいですか。地域からニーズがないので、例えば小学校は開放しませんと、こういうことになる可能性はあるんでしょうか。

○委員長（岡 孝夫君） 生涯教育部長。

○生涯教育部長（近藤孝文君） ニーズがそもそもあるかないかというのは調べておりませんが、社会教育法の中で学校施設というのは極力開放しなければならない。また、学校教育法の中では目的外に使用することができるという法律がございます。ほかに、大口町の学校管理規則の中では、校長は必要があれば、その施設を第三者に貸すことができるという、それぞれ貸すことができる、またはしなければならないという法律、規則があるわけなんです。ニーズそのものは、先ほども言いましたように調べておりませんが、ただ今回言えることは、例えば音楽教室を開放した場合、若い子たちが

バンドを組んでいる。バンドの練習するための会場がない。大口中学校の音楽室でバンドの練習をすることができるということであれば、開放への申し込みというのが出てくるんじゃないかなと思っております。

それから、同じように技術科室というのは、今お父さんたちが家庭で日曜大工をされています。その会場として、今回提供することができれば、親子で一緒に部屋を使って、何らかの形で貢献することができる。

また、調理室については、現在、中央公民館の調理室を貸してはおりますけど、その調理室がいっぱいのときに、今度は大口中学校を使ってくださいということの代替措置として提供することができる。

いきなり最初に大口中学校の施設があるんじゃなくして、大口の公民館で開放する施設が埋まっている、利用できないというときに対して大口中学校の施設を開放するというところでございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（岡 孝夫君） その他ございませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（岡 孝夫君） 伊藤委員。

○委員（伊藤 浩君） 条例ですので、確認が中心ですけどお願いしたいと思います。

まず条例のタイトルですけれど、大口町立学校施設開放に関する条例ということで、大口町立学校というイメージは、一般の方々は、吉田議員からも本会議で質問があったと思いますけれど、誤解を招きやすいというのか、イメージ、普通の方は三つの小学校と一つの大口中学校を連想されると思うんですけど、その質問が出まして、答弁で、よりわかりやすいもので周知したいというふうに答弁がありましたけど、どのようにわかりやすく説明されるか、もし考えが決まっていたら、教えていただきたいというふうに思いますけれど。周知の仕方、よりわかりやすいように。あるいは将来、今回この条例につきましては大口中学校中心でございますけれども、将来は三つの小学校まで学校施設開放をどんどんどんどんしていきたいというふうにお考えでしょうか、特別教室等の。

○委員長（岡 孝夫君） 生涯教育部参事。

○生涯教育部参事兼生涯学習課長（松浦文雄君） この条例の周知の方法ですけど、広報としおりをつくりまして、PRをしていく予定……。

○委員（伊藤 浩君） 私はそういうことはわかっておるんですけど、どんな文章表現で周知徹底されるかという方針が決まっていたら教えてほしいということなんですけど。徹底の方法じゃなくて、内容です。

○生涯教育部参事兼生涯学習課長（松浦文雄君） その周知するときの名称ですね。「大口中学校の特別教室が使用できるようになりました」ということで考えております。

(挙手する者あり)

○委員長(岡 孝夫君) 伊藤委員。

○委員(伊藤 浩君) 一般の方は、大口町立学校というと、先ほども言いましたように一つの中学校と三つの小学校をだれでもが連想されるんですよ。四つしかありませんので。だから、その関連をもうちょっと詳しく説明していただけるとありがたいです。そういう誤解を招かないようにするには、だから、このままの条例でいかれるわけですか、大口町立学校施設開放に関する条例というタイトルで。その中に、使用できるのは大口中学校だけですよというふうでいかれるように方向性がもう確定しましたんですか。

○委員長(岡 孝夫君) 生涯教育部参事。

○生涯教育部参事兼生涯学習課長(松浦文雄君) 周知させていただくものは、あくまでやっぱり町民の方がわかりやすい内容で表記していきますので、この条例文はそのまま使いません。今お話しさせていただいたとおり、今回開放していくのは大口中学校の特別教室のことを表記させていただいて、申請の方法、どこへ行って許可を取って、一般の手続関係がわかりやすく表記して、来て、自由に使用していただけるように表記する予定です。

(挙手する者あり)

○委員長(岡 孝夫君) 伊藤委員。

○委員(伊藤 浩君) 条例のタイトルはそのままということでもいいですね。

私、大口町立学校の施設開放は大いに賛成ですので、地域の生涯学習の中心の場が小中学校になるべきだと思っておりますので、これは大いに賛成ですので、賛成の立場で確認事項だけですので。

先ほど、参事からの答弁の中にありましたけれど、第8条、使用料の減免とありますと、江幡委員さんも言ってみえましたが、無料の場合と軽減と両方あります。参事が軽減する場合もあると言われましたけど、どういう場合、軽減される想定をしてみえますでしょうか。使用料の軽減の方は、する場合もあると先ほど答弁がありましたけれど。

○委員長(岡 孝夫君) 生涯教育部参事。

○生涯教育部参事兼生涯学習課長(松浦文雄君) お答えします。減免の規則の中に「減免」とあるんですけど、現実には全額免除か有料かどちらかです、今までは。

(挙手する者あり)

○委員長(岡 孝夫君) 伊藤委員。

○委員(伊藤 浩君) では、大口町の条例の減免というのは、無料というふうに考えていいですね。

○委員長(岡 孝夫君) 生涯教育部参事。

○生涯教育部参事兼生涯学習課長(松浦文雄君) 規則の中で「減免」とうたわれていますので、実情を今お話ししたところでありますので、全部が全額免除、無料というわけではございませんので、減

免は減免で限りなくありますので。

(挙手する者あり)

○委員長(岡 孝夫君) 伊藤委員。

○委員(伊藤 浩君) だから、軽減の場合はどういうことを想定してみえますかと私は質問させていただいたんですけど、お困りでしたら、後から協議していただいて、また私個人に教えていただき結構ですけど。

○委員長(岡 孝夫君) 生涯教育部参事。

○生涯教育部参事兼生涯学習課長(松浦文雄君) 減免のところでありますが、申しわけないんですが、教育委員会規則の中で多方面の使用料の減免規則と統一した時期がありますので、よそとあわせて、減免の方法が2分の1とか、そういうもので残っておりますので、現実には今まではなかったんですけど、どんなものかと言われると非常にあれで困りますけど、統一された規則の中を引用してありますので、御理解が願いたいと思います。

(挙手する者あり)

○委員長(岡 孝夫君) 伊藤委員。

○委員(伊藤 浩君) 最後に、先ほど参事からのお答えで勉強させていただきまして、一つ質問が減ったわけですけど、3ページの別表第1の「特別教室等」という言葉が、私はいろいろ勉強させていただきまして、「等」というのにはいろんな意味が含まれておりますので、ランチルームを大口町では普通教室ではなくて特別教室と位置づけてみえるのか、あるいはほかの教室と位置づけてみえるかというお答えを聞こうと思ったんですけど、先ほど参事はランチルームは特別教室と言われましたので、「等」というのはどんなことを考えてみえますか。普通教室等の貸し出しも考えてみえますか。それだけだけです。そんなに難しく考えないでください。「等」というのはどこまで考えてみえますかということだけですので。

○委員長(岡 孝夫君) 生涯教育部参事。

○生涯教育部参事兼生涯学習課長(松浦文雄君) 委員が今言われたとおりで、当初は特別教室で私もいけると思っておりましたが、やっぱり学校さんに確認しましたところ、ランチルームは特別教室には該当しないということで、ランチルームを入れたために「等」を入れさせていただきました。

○委員長(岡 孝夫君) その他ございませんか。

(発言する者なし)

○委員長(岡 孝夫君) 質疑なしと認めます。

それでは、採決に入ります。

賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（岡 孝夫君） 全員賛成であります。よって、本案は可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号 平成23年度大口町一般会計補正予算（第3号）（所管分）を議題といたします。
質疑ございませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（岡 孝夫君） 伊藤委員。

○委員（伊藤 浩君） 本当に何もわかりませんので、ちょっと文言の解釈の仕方を教えてください。

ページでいいますと、15ページ、16ページになるかと思います。特に16ページの方を見ていただけるとありがたいかなと思いますけれど、款3. 民生費、項1. 社会福祉費のところの16ページの一番上に節という欄がございます。節の区分で、最初の19が負担金補助及び交付金、23が償還金、利子及び割引料というふうになっております。そこで、私、新人ですので、予算書とこれと両方見まして、いろいろ調べましたら、ちょっとわからんことがあったものですから、確認でちょっと教えていただけるとありがたいかなというふうに思います。

予算書の方を見ましたら、4の障害者自立支援事業の23という項目を見ますと、障害者等地域生活支援事業等利用者負担軽減給付費とか書いてあります。ただ、ほかのところはみんな、23というところは償還金、利子及び割引料となっているんです。19番の場合は負担金補助及び交付金となっている。どうして予算書の23番はこんな長たらしくなっておって、こちらの補正予算案の方を見ますと、節の区分、23は償還金、利子及び割引料となっておるんですけど、何か意図があるんですかね。私、何もわからんものですから、ちょっと教えていただけるとありがたい。あとはほとんどみんな、そういう形式で書いてあったんですけど、何か意図があるかなと思って、その確認だけです。

○委員長（岡 孝夫君） 総務部長。

○総務部長（小島幹久君） 予算書というのは、当初予算の話ですね。

○委員（伊藤 浩君） そうですね。当初予算書と補正予算書の方の関連の記述の問題ですけど、何か違いがあるのかなあとと思まして、23という。

○委員長（岡 孝夫君） 総務部長。

○総務部長（小島幹久君） 節と細節とあります。補正予算で23節償還金、利子及び割引料というのはあくまでも節でありまして、説明欄にいきますと、例えば当初予算の93ページの23というのが障害者等地域生活支援事業等利用給付云々の項目になっています。これは細節の名称ですので、当初予算での23は細節ですね。補正予算の方の23はあくまで節ですので、階層が一つ違うために、同じ23ですが、全く別のカテゴリーというふうに理解していただければと思います。

（挙手する者あり）

○委員長（岡 孝夫君） 伊藤委員。

○委員（伊藤 浩君） 予算書はこれで正しいんですね、書き方が。23でもこういう。

○委員長（岡 孝夫君） 総務部長。

○総務部長（小島幹久君） 補正予算の方は、当初予算にはなかった項目が新たに23節として補正予算に上がってきているということでございます。当初予算の細節としての23というのは間違いありません。

○委員長（岡 孝夫君） 他にございませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（岡 孝夫君） 丹羽委員。

○委員（丹羽 勉君） 20ページの教育費、本会議でも質問がありましたが、北小、西小、中学校の落雷防止工事費が執行残が計上されております。当初予算を見ますと、3工事とも315万円ということで計上されております。多分見積もりをとられたと思いますが、どのような形でとられたのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○委員長（岡 孝夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（竹本 均君） 丹羽委員の御質問の20ページのところの見積もりなんですけど、昨年落雷がありまして、緊急対応いたしました。その中で、いわゆる北小部分を含めて再度落雷防止工事をするための見積もりということで設定をさせていただいて、西小と北小のところの見積もり額が少し違うんじゃないかということをお指摘いただいていると思うんですけど、実は予算等の提出の期限もありまして、北小を中心にして見積もりをとって、同等額をつけさせていただいたと。今回執行に当たりまして、再度詳細設計を組むのに当たって、多少金額の部分を修正している中で、北小の部分についてはどこまで行っても執行残として上がってきた、契約をしたときの契約残として上がってきた金額になります。西小につきましては、詳細を再度設計し直したところ、当初の予算より減額でいける部分があったということで、入札残と執行残がこういう金額で上がってきたということになります。よろしいでしょうか。

（挙手する者あり）

○委員長（岡 孝夫君） 丹羽委員。

○委員（丹羽 勉君） 1件315万の見積もりなんですよ。今お聞きして、私が理解するには、これは北小の見積もりで、あとのところは同一歩調にしたというようなふうに理解するんですが、やはり見積もりをとるのであれば、同じ工事であっても、現場も違うわけですので、個々に見積もりをとるべきだと私は思いますが、執行されたということで、執行残も計上されております。同じであるんなら、西小の業者さんに全部やってもらったら、もっと執行残が残ったのかなというふうに思うわけですが、ですから、見積もりをとる場合、同じ工事内容であっても、個々に現場も見て、見積もりをとって予算計上すべきだというふうに思いますが、どのようにお考えですか。

○委員長（岡 孝夫君） 生涯教育部長。

○生涯教育部長（近藤孝文君） 丹羽委員の御質問にお答えさせていただきます。

それぞれ大口中学校は清水建設、北小学校は東和建设株式会社が施工業者でありますので、それぞれの電気関係の下請業者から見積書を徴収しております。その段階で大口中学校の工事費が若干高かったわけです。北小が低かったもんですから、じゃあ北小ができて、どうして大口中学校ができないのかと議論したところ、大体それぐらいでできるんじゃないかと調整した数字が315万円です。

それから、大口西小学校につきましては、当初予算では学校教育課からは計上しておりませんでした。財政の方が気を使ってくれて、西小学校も同じように落雷があるかもしれないから、対応したらどうかということをもとに予算化していただきました。その数字につきましては、今言いましたように北小学校並みというか、北小学校に合わせた予算をあえて計上したわけでございます。そこから執行残も出てきますし、今回のように執行残として上がってきたものであります。

（挙手する者あり）

○委員長（岡 孝夫君） 丹羽委員。

○委員（丹羽 勉君） いろいろ説明していただきましたけど、私はちょっと理解に乏しいんですけど、やはり工事というものは、同じ内容の工事をするものでも現場がみんな違うわけですので、それぞれに見積もりをとっていただいて、安いものは安く、それ以上できないものを安く抑えるということとはかえってまた工事のミスなどにつながると思いますので、個々にとっていただけるように要望をさせていただきます。

次にもう一つ、その下にあります中央公民館の屋上防水工事でございますが、関連ということでちょっとお伺いしますが、ここの中央公民館の耐震工事というのはなされておるんでしょうか。

○委員長（岡 孝夫君） 生涯教育部参事。

○生涯教育部参事兼生涯学習課長（松浦文雄君） 中央公民館の耐震工事は現在までしておりません。

（挙手する者あり）

○委員長（岡 孝夫君） 丹羽委員。

○委員（丹羽 勉君） 何か理由があるんですか。

○委員長（岡 孝夫君） 生涯教育部参事。

○生涯教育部参事兼生涯学習課長（松浦文雄君） 耐震工事は、あくまで避難所というのが原則になっておりますけど、特に理由があってやらなかったわけではございません。施設があって、避難所として有効に利用できるように、何年か前に一度耐震調査をさせていただいた事実もありますが、生涯学習課としては、来年度一遍再度耐震の設計等を組んでいく予定をしております。

（挙手する者あり）

○委員長（岡 孝夫君） 丹羽委員。

○委員（丹羽 勉君） 今、学校の体育館がすべて避難所として指定されておりますけど、学校の授業

等がありますと、東北の方を見ましても、学校、体育館、それらの避難所については早く閉めざるを得ないという状況があります。ですから、公民館を避難所にできるようにひとつ耐震もやっていただくなり、そこにあります福祉会館の2階の調理室とか有効に活用できると思うんですね。ですから、避難所としてできるような耐震工事、また後方支援施設として利用できるためには、やはり耐震が必要だろうと思いますので、ぜひやっていただけるように要望させていただきます。以上です。

○委員長（岡 孝夫君） 他にございませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（岡 孝夫君） 大島委員。

○委員（大島保憲君） 先ほど丹羽委員が御質問されたのと同じようなことになりますが、小学校、中学校の落雷防止の件でございますが、この落雷防止というのは、付近に雷が落ちたときに過電流が流れるものに対する雷対策を避雷器で地面へ流すという工事なんですね。例えば学校に直撃弾が落ちたときの避雷針みたいなものをつくって、避雷針で地面に流すと、そういう工事ではないんですね。

○委員長（岡 孝夫君） 生涯教育部長。

○生涯教育部長（近藤孝文君） 今、大島委員から御質問がありましたけど、北小学校も中学校もほかの学校もそうなんですけど、避雷針そのものは設置しております。大口中学校につきましては、平成20年に開校し、過去に2回ほど落雷の被害が出ております。北小学校も、昨年開校いたしましたけど、その開校の年、7月16日に被害を受けたわけなんです。いずれも、先ほど言いましたように避雷針そのものはあるんですけど、避雷針は雷を集める装置だと考えていただければ結構ですけど、避雷針以外に雷が地上に落ちて、地上に落ちた雷が地中を走って、中で過電流として今回のような事故が起きたわけです。それを防止するために、それぞれの機械の周りに器具を取りつけて過電流が流れないように、また遮断するような装置を今回対応として工事させていただきます。

（挙手する者あり）

○委員長（岡 孝夫君） 大島委員。

○委員（大島保憲君） そうしますと、西小学校の場合は、テレビの共同受信システムというものの工事をこれから計画されると思いますが、テレビのアンテナに直撃弾を受けるケースもありますよね。こういう雷対策はもう既にされているというふうに理解するのか、あるいはテレビ共聴設備の中で避雷対策をとるのか、これはどんなふうにお考えなんでしょうか。

○委員長（岡 孝夫君） 生涯教育部長。

○生涯教育部長（近藤孝文君） アンテナそのものから雷を拾っておりますので、どこまで対応できるかというのは問題として出てきます。ただ、西小学校は、今回そのような対応を工事の中に含めて出しておりますので、よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

○委員長（岡 孝夫君） 大島委員。

○委員（大島保憲君） 例えば放送設備で、校内向けの放送設備というのは屋上に掲げたりしますよね。こういうのも避雷器をつけて、過電流が流れたときには地上へ流すというようなシステムをとっていますので、テレビは既にされているのか、今回の工事の中でまた雷対策をするのか、いろんなケースがあると思うんですよ。受電設備のほかにも落ちる可能性のあるところはたくさんあると思います。ですから、テレビの方は既に雷対策をして、あとはアンテナ工事、あるいは配線工事を各教室へするだけの工事が残っているというふうに理解すればよろしいんですよ。

○委員長（岡 孝夫君） 生涯教育部長。

○生涯教育部長（近藤孝文君） さきの答弁と若干異なってくるかもしれませんが、西小学校の今回のテレビ共聴工事は、既に30年以上前に建てた校舎でありますので、配線そのものが老朽化しております。その配線から無理やり枝を出して利用しておりますので、どうしても電力そのものが落ちてしまっておりまして。それに対応するために、今回、配線そのものをやりかえるわけなんです。落雷防止そのものは今回の工事の中には含んではおりません。ですから、アンテナを通じて雷を拾う場合もありますし、屋外の放送機から落雷を拾うというケースも出てくるかと思えます。ただ、今までそのような事例がなかったものですから、今回の工事としては行っておりません。

（挙手する者あり）

○委員長（岡 孝夫君） 大島委員。

○委員（大島保憲君） 例えば付近で落雷があつて、電話線を通じたり、あるいはアンテナを通じて過電流が流れたり、そういうケースでテレビが1台ペアになったとかいうのはよく聞く話でございますので、そういうことのないように、これからの予定の工事だというふうに聞いておりますので、十分対応をとっていただけて進めていただければと思いますが、終わります。

○委員長（岡 孝夫君） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（岡 孝夫君） 質疑なしと認めます。

それでは、採決に入ります。

賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（岡 孝夫君） 全員賛成であります。よって、本案は可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号 平成23年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑はございませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（岡 孝夫君） 江幡委員。

○委員（江幡満世志君） 基金の積立金の件なんですけれども、今回のこの補正案そのものに対しては基本的に私は反対です。特に財政調整基金ですか、22年度の決算で22年度当初予算を上回る結果が出て、基金の方に7,600万円ほどさらに積み立てをふやすと。前年度の決算上6,700万ほどの基金と合わせますと、国保の運営協議会の方でも大体総額18億前後動いていますけど、それに対して約5%ぐらいの基金を必要とするようなことが書いてありますが、現実にこれでいきますと1億3,000万ぐらいに膨らむわけですね。

以前、3月だったと思いますけれども、大口町の日本共産党の町議団として、一度国保の現行の上限の引き上げが決定する前の段階で、値上げをしないようにということで請願書の提出もさせていただきました。その際、町長の方から、6,700万ほどの基金があっても、その年の、例えばインフルエンザ、流感、そのようなものによって3,000万とかそのぐらいのものはすぐに消費されることがあるので、基金をそう大きく取り崩したりとか、そういうことはできないんだよというお話を伺いました。私もそのとき、確かに6,000万やそのぐらいの基金があっても、なかなか流動的な資金の運用ができなくなるなどは思いましたので、それ以上のお話はしませんでした。

しかしながら、今回の場合は、大分資金的に余裕があるというか、適切な言葉がちょっとわからないので、私流の言葉で申しわけないんですけれども、もっとほかに、ただ基金に積み立てたりとか、予備費に関しては、さらに12月の議会で再考するようにするというような、前回の質疑の際に答弁がありましたけれども、もうちょっと別の使い方がないか。極端な希望的な言い方をしますと、例えば減免ですとか、軽減ですとか、軽減の場合は国の定める法定減免の中で2割・5割・7割という制度がありますけれども、町独自にさらにプラス、例えば1割上乘せするよとか、低所得者向けですよ。それと、ちょうど制度のはざまに入るような所得層の方もいると思うんですね。そういったことをもう少し総合的に考えて、町として、町民の低所得者向けに、特に滞納世帯とか、そういうのも一昨年より昨年は減少しているようなんですけれども、全体的な景気の動向、その他からいくと、今後また逆にふえる可能性もないとは言い切れないと思うんですね。減少している要因の中には、ただ未納分を欠損にしたりとか、そういったところからも滞納者というか、未納額が減っているという表現をしていますけれども、それは名目上というか、悪い言い方をすると粉飾決算みたいなものですから、実質的にそれだけの資金をもう少し活用するような案をお考えいただくことはできないのでしょうか。

○委員長（岡 孝夫君） 戸籍保険課長。

○戸籍保険課長（掛布賢治君） まず、繰越金が当初予算より大幅に上回った結果となったということは、質疑の中でもお答えをしましたように、国からの特別調整交付金の枠でふえてきたとか、それから、質疑の方で給付費の方が、年度末、1月、2月診療分のところで減額になってきたというところでふえてきた理由ということでお答えしましたけれども、単年度で給付については毎年のように、今

回は下がってきたということでありますけれども、ひょっとしたら増額になって、繰越金が減ったということも想定ができたわけですが、給付については見込みを立ててもなかなか思うようにいかない、そういった不安定要素がありますので、今後どうなってくるかもまだまだわからない、そういった不安定要因があります。

基金の積み立てをせずに、ほかの方法でどうかということでありますけれども、今回、23年度で税率改正をさせていただいたのは、医療費の方も確かに毎年上がってはきておりますけれども、介護納付金、それから後期高齢者支援金への被保険者から税金等で収納した金額を支援金、介護納付金の方に支払いをしなければなりませんけれども、これも毎年上がってくる。ちょっと金額は手元にありませんけれども、前年に比べて1人当たり2,000円ずつぐらい上がっていると、そういった状況があつての税率改正をさせていただいたわけでありますので、これについては確実に今後もふえてくると。そういった要素がございます。

そうした理由もありまして、今後の来年以降の予算にもそれをまた反映させていかなければならないということもあります。ですので、これを基金にとりあえず積んでおいて、来年の予算組みの中で有効に使わせていただくということで提案させていただいたわけです。

あと、減免等のお話もありましたけれども、これも単年度の話ではなくて、長期的な考えをしていかなければならないというふうに思っておりますので、今すぐ減免をどうするというお話はできませんけれども、その時々状況に応じて減免の方は検討していかなければと思います。今回、余剰金を減免に充てるという考えは持っておりませんので、先ほど言いましたように来年以降の予算に有効に使っていきたいというふうに考えております。

○委員長（岡 孝夫君） 他にございませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（岡 孝夫君） 丹羽委員。

○委員（丹羽 勉君） 財政調整基金と、それから予備費、これは予算上どのような位置づけをしておられるか、お考えをお伺いします。

○委員長（岡 孝夫君） 戸籍保険課長。

○戸籍保険課長（掛布賢治君） 財政調整基金につきましては、来年以降のお話もさせていただいたんですけれども、これまでの考え方では、年度末のところ給付費等の支出が大幅に伸びて、財源に不足を生じたときに充てるというような形で考えておりました。基金に積んでおいただけでは支払いに回せませんので、これについては補正予算なりで計上しなければ基金を取り崩して使うということではできませんので、年度内に補正予算をして、そういった形で充てていくということになります。

予備費につきましては、その年度で基金の補正予算で計上が間に合わなかったときに予備費が役立つわけでありまして、これも基準額、給付の3%を確保した方がいいというような基準もありますけ

れども、これまで当初予算等で計上がなかなかそこまでできていない状況でありますけれども、年度末のところで補正予算に対応ができない部分で予備費で対応するという形になってくるかと思っております。

(挙手する者あり)

○委員長(岡 孝夫君) 丹羽委員。

○委員(丹羽 勉君) 予算の歳出では、予備費というのは必要経費なんですよ。予備費は計上しなさいと。さらに3%計上しなさいと言っておるわけなんですよ。現実、昨年度はこの9月議会で2,400万計上して、4,400万の予備費になっております。ですから、去年も戸籍保険課長はかわりなかったものですから、お考えが変わったのかなと思うんですけど、やはり優先的には予備費に計上して、基金が第2になるというふうに理解しております。12月にはまた御検討されるということですので、今おっしゃったように、こんなことを言っただけでは悪いけど予備費の方が使い勝手がいいわけですよ。なのに、それを自分たちに足かせをかけて、基金に積み立てられるというのはちょっと理解しにくいところですけど、予備費に計上する額があるわけですので、やはり行政実例等で指導しておるような方向へ持っていくべきだというふうに思いますので、今後そのように対応されることを要望しておきたいと思っております。以上です。

○委員長(岡 孝夫君) 戸籍保険課長。

○戸籍保険課長(掛布賢治君) 予備費の考え方につきましては、質疑でお答えもさせていただきましたけれども、今年度の補正予算については22年度の残額を精算するという形で切りをさせていただきたいということで、今回、国庫返還金等を除いたものを全額基金に積み立てをさせていただくということをお願いしたいと思います。

予備費につきましては、来年度の当初予算で3%を確保できるような形で一度考えていきたいと思っております。

○委員長(岡 孝夫君) 他にございませんか。

(発言する者なし)

○委員長(岡 孝夫君) ないようですので、採決に入ります。

賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(岡 孝夫君) 賛成多数であります。よって、本案は可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号 平成23年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岡 孝夫君) 質疑なしと認めます。

それでは、採決に入ります。

賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(岡 孝夫君) 全員賛成であります。よって、本案は可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号 平成23年度大口町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

質疑はございませんか。

(挙手する者あり)

○委員長(岡 孝夫君) 江幡委員。

○委員(江幡満世志君) 国保と同じような内容なんですけれども、同じく積立基金に関してです。本会議の質疑の際に、グループホームの誘致ですか、そういったものがおくれたことによって、年間3,000万の予算で、3年度の期限的な条例の中で9,000万ほど予定したものが誘致できずに、その分が残りましたというようなお話でしたけれども、総額で約1億5,000万ぐらいの基金が残っていくと。来年度からはまた新しい計画に変わるために、その運用について、今年度中には非常に難しいのかもしれないけれども、今回誘致された大口精糧さんのグループホームに関しても、たしか375万ぐらいさらに補正が組まれて、総額で4,750万円ほどの交付金を受けて、それを流用するような形になっていると思うんですね。さらに来年の4月にオープンなんだけど、一応年度内にそのような予算も運用するんだと思いますけれども、その辺のところ不明な点が非常に多いことが1点。

本会議の質疑の際にもちょっと明確な回答ではなかったような気がしますので、この件に関してどのような方向性で対処していくのか、お考えを聞きたいと思います。

○委員長(岡 孝夫君) 健康生きがい課長。

○健康生きがい課長(宇野直樹君) まず、介護給付費準備基金積立金の件でございますけど、今、江幡委員さん御指摘のとおり約1億5,000万積み立てをしておりますが、こちらにつきましては、本会議の質疑でもお答えをさせていただきましたように、できる限り取り崩しをさせていただきました、次期介護保険料の上昇を極力抑えていきたいというふうに考えております。

現在、大口町では月3,450円というふうになっておりますけど、国の方では5,000円ぐらい行くんじゃないかというような予想もしておりますが、大口町につきましてもどのくらい上昇するのかは判断しておりませんが、これから次期の介護保険計画策定において検討してまいりますので、御理解がお願いしたいと思います。

それから、グループホームの建設につきまして、今回補正を上げさせていただき、合計で4,750万円ほどの補助金が出てまいります。こちらは新しくつくるグループホームの建設費にすべて充てますので、国・県の方から大口町の方へ一たん歳入をさせていただき、そのまま業者さんの方におろしていくという流れでございますので、よろしく申し上げます。

(挙手する者あり)

○委員長(岡 孝夫君) 江幡委員。

○委員(江幡満世志君) 新しいグループホームの建設に関してまでお話しいただいたんですけれども、逆に言うと、その4,750万円で建設費として賄えるのかどうかという、その辺は私も不明瞭です。どのぐらいの規模でどの程度の建物とか一切わかりませんので、もしかしたらもっとふえるんじゃないのかなと、そんなような気もしています。

もう1点は、その運用方法ですか。年度内中にできるだけ介護保険料値上げを抑制する。引き下げという言葉は出ませんでしたけれども、その運用指針をお出しいただけるようなお話を伺ったんですが、その辺について、ある程度、例えば12月の議会を目安に、その運用方法の子細を御検討いただいて、お出しいただけるのかどうか。それによって、私も賛成すべきものなのか反対すべきものなのか考えなければいけませんので、よろしく御回答いただきたいと思います。

○委員長(岡 孝夫君) 健康生きがい課長。

○健康生きがい課長(宇野直樹君) まず、グループホームの件でございますけど、こちらは7月23日の全協でも御報告を申し上げましたが、下小口地内で建設をさせていただきます。場所的には下小口の消防団の倉庫の北側の土地でございますけど、762.47平米の土地の上に、建物の延べ床面積が435.38平米ということでございます。建設費につきましては、今のところ4,750万円の補助金に対しまして5,140万円ほどを予定しておるということを聞いております。

それから、介護保険の方でございますけど、運用方法、それから介護保険料につきましては、今のところ、12月議会というのはちょっと難しい状態でございますが、できるだけ早い時期で、まずこちらの委員会の方にお示しをさせていただいて、御協議をいただくという予定でおりますので、よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

○委員長(岡 孝夫君) 江幡委員。

○委員(江幡満世志君) 今、補助金の件です。建設費用が5,140万円ほどということで、町の方で把握なさっているようなんですけれども、この件に関しては、大体自治体の方で100%補助をすると伺ったと思うんですね、私の記憶が間違いでなければ。そうすると、さらに400万円ほど実際の実行予算に対しては不足するかと思うんですよ。その辺は町を通じて、県の方からさらに補助を受け、開設に当たって大口精糧さんの方に補助していくんでしょうか。

○委員長(岡 孝夫君) 健康生きがい課長。

○健康生きがい課長(宇野直樹君) 基準額というのが決まっております、それが4,750万円ということでありまして、ですから、出た分については事業所さんの方から持ち出しという形になります。

○委員長(岡 孝夫君) その他ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岡 孝夫君) 質疑なしと認めます。

それでは、採決に入ります。

賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(岡 孝夫君) 全員賛成であります。よって、本案は可決すべきものと決しました。

会議の途中ではございますが、ここで11時まで休憩といたします。

(午前10時50分 休憩)

○委員長(岡 孝夫君) それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午前11時00分 再開)

○委員長(岡 孝夫君) 続きまして、認定第1号 平成22年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について、当委員会の所管分を審査いたします。

お手元にA4縦の1枚で、認定第1号 平成22年度大口町一般会計決算について、分割して審査する旨の文書が配付されていると思いますので、これに従って審査を進めてまいります。お間違えのないようお願いいたします。

まず初めに、一般会計決算の歳入について、一括審査といたします。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岡 孝夫君) それでは、質疑なしと認めます。

一般会計決算の歳入についての質疑を終了いたします。

次に、歳出について審査をいたします。

お手元に配付してあります資料のとおり、歳出につきましては分割して順次審査を進めます。

まず初めに、款2.総務費、項3.戸籍住民基本台帳費を審査いたします。事項別明細書の136ページから139ページでございます。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岡 孝夫君) 質疑なしと認めます。

これにて款2.総務費についての質疑を終了いたします。

次に、款3.民生費の審査に移ります。

ここで、民生費は二つに区切って審査いたします。

まず項1. 社会福祉費、事業別明細書の148ページから163ページでございます。

質疑はございませんか。

(挙手する者あり)

○委員長(岡 孝夫君) 土田委員。

○委員(土田 進君) 成果報告書の93ページ、高齢者地域見守り推進事業、3番の目標及び改善策として、単身高齢者世帯及び高齢者世帯が住みなれた地域で安全・安心に住み続けられることを目指し、平成22年度愛知県が実施する高齢者地域見守り推進事業のモデル事業を委託し、町の状況に合った重層的な見守り体制の構築を目指したということで、具体的には94ページになりますが、高齢者地域見守り家事援助事業、社団法人コミュニティー・ワークセンターの会員が緊急通報装置設置者宅を訪問し、1回30分、安否確認を行うとともに、家事支援を行う事業を試行的に平成22年12月から23年2月まで3ヵ月間実施した。同時に、単身者世帯及び高齢者世帯のニーズ等の把握や問題点をアンケートにより確認し、サービスの基盤整備を行ったとあり、また5番で、本年度の事業を単身高齢者世帯及び高齢者世帯の安全・安心のための第一歩として、次年度も引き続き地域での安全・安心の確保に努めるとなっておりますが、この事業は今年度に引き継がれているのか、お聞きをしたいと思います。

○委員長(岡 孝夫君) 健康生きがい課長。

○健康生きがい課長(宇野直樹君) 高齢者地域見守り推進事業に御質問をいただきました。

今年度に引き続きということでございますが、現在、引き続きさせていただいておりますのは、まず緊急連絡票の配付を随時、追加分をお配りさせていただいております。それから、主要成果報告書の94ページの(3)でございますが、高齢者地域見守り推進事業協力協定書の締結ということで、こちらにつきましてはずっと継続をさせていただいております。

それから、4番目の家事援助につきましては、単年度限りで終わらせていただきまして、今年度からは一応実費が30分500円かかってしまいますが、コミュニティー・ワークセンターの方にお願いがしてございます。本年度、この事業を継続しつつも、新たに地域支え合い事業も高齢者見守り推進事業の継続の一つとして進めておりますので、よろしくお願いをいたします。

(挙手する者あり)

○委員長(岡 孝夫君) 土田委員。

○委員(土田 進君) 民生委員の方の仕事の分野にも入ってくるかと思うんですけど、民生委員さんは家事支援は行わないと思いますけど、民生委員さんの仕事の兼ね合いですね。これはどのようにお考えなのか、お聞きします。

○委員長(岡 孝夫君) 健康生きがい課長。

○健康生きがい課長(宇野直樹君) 土田委員さんおっしゃるとおりで、民生委員さんにはそういう家事援助等はお願ひしてございません。今、民生委員さんにお願ひしてございますのは、緊急連絡票の

配付の際に、民生委員さんと単身高齢者の方、さらには高齢者世帯の方と一緒に緊急連絡票に記入をしていただいて、見やすい冷蔵庫に張るという作業をしていただいております。

(挙手する者あり)

○委員長(岡 孝夫君) 土田委員。

○委員(土田 進君) 緊急連絡票を張るとか、こういうことぐらいはと思いますけど、家事支援ですね。こういうところに入っていきますと、そのお宅の中に入っていくということになりますので、いろいろ注意しなければならない点多々出てくるのではないかと。そういうことに対してどのようにお考えか、お聞きします。

○委員長(岡 孝夫君) 健康生きがい課長。

○健康生きがい課長(宇野直樹君) 昨年度、家事援助事業の中でコミュニティー・ワークセンターの会員さんが単身高齢者世帯及び高齢者世帯の全家庭を訪問させていただいて、こちらの趣旨等も説明をした状況でありますので、今後はそういう活動につなげていきたいというように考えております。

(挙手する者あり)

○委員長(岡 孝夫君) 土田委員。

○委員(土田 進君) もうコミュニティーワークセンターの会員さんで、多分この方たちは福祉に関する資格とか、そういうものは多分お持ちでないと思うんですけど、そういう方たちが中に入られて、いろいろと対応されるということに対しては、十分注意が必要だと私は思うんですけど、もうことしに入って、どうも単身者世帯、高齢者世帯をお回りのようですけど、私の聞いた方によると、これからはすべて困ったことがあったら私たちに言ってもらえばいいんだというような発言をして回って見えるようですので、私は民生委員さんとの兼ね合いはいいのかなということのを特に思いますし、また家庭内へ入るということは、非常に注意が必要だと思うわけですけど、よろしく願いいたします。

○委員長(岡 孝夫君) 他にございませんか。

(発言する者なし)

○委員長(岡 孝夫君) それでは、質疑なしと認めます。

次に移ります。

項2. 児童福祉費及び項3. 災害救助費について、事項別明細書の164ページから179ページまでです。

質疑はございませんか。

(発言する者なし)

○委員長(岡 孝夫君) 質疑なしと認めます。

これにて、款3. 民生費の質疑を終了いたします。

次に、款4. 衛生費に入ります。

衛生費は、項1. 保健衛生費、目1. 保健衛生総務費から目3. 母子家庭費まで、事項別明細書では178

ページから187ページでございます。

質疑はございませんか。

(挙手する者あり)

○委員長(岡 孝夫君) 丹羽委員。

○委員(丹羽 勉君) 183ページの一番上にあります尾北看護専門学校運営費、これに209万5,000円の補助金が出ておりますが、これはいかようなものか、ちょっと御教示願いたいと思います。

○委員長(岡 孝夫君) 健康生きがい課長。

○健康生きがい課長(宇野直樹君) 尾北看護学校は、主に事務費の方に補助をさせていただいておるといふものでございます。

(挙手する者あり)

○委員長(岡 孝夫君) 丹羽委員。

○委員(丹羽 勉君) 事務費というと、人件費か、そういう種のものでしょうか。

○委員長(岡 孝夫君) 健康生きがい課長。

○健康生きがい課長(宇野直樹君) まずこの補助金につきましては、3市2町、犬山、江南、岩倉、大口、扶桑で補助をさせていただいております、補助金の一番の目的でございますが、この看護学校の養成所運営費補助金というサブタイトルのようなものがございますので、看護学校にお見えになる学生さんの授業に係る経費、いわゆる事務費なんですけど、当然人件費も入っておりますが、そのようなものを3市2町で補助をしておるといふものでございます。

(挙手する者あり)

○委員長(岡 孝夫君) 丹羽委員。

○委員(丹羽 勉君) この尾北看護専門学校が民営化になった場合はどうなるんですか。

○委員長(岡 孝夫君) 健康生きがい課長。

○健康福祉部長(村田貞俊君) 民営化というところの想定という形でよろしいでしょうか。現在、私も民営化というところでの話は特に具体的に聞いてはいない。看護専門学校を当時誘致してまいりまして、そして先ほど言いましたように、3市2町といった中で、この尾北地区におけるそういったものを充実していこうという中で専門学校はできてきたと考えておりますけれども、民営化といいますと、まさにどこかの法人に渡しちゃっての民営化という考えなんで、そのところはちょっと不明でわかりませんが。

(挙手する者あり)

○委員長(岡 孝夫君) 丹羽委員。

○委員(丹羽 勉君) 仮定の問題というところで質問したわけじゃないんですけども、そんなうわさも聞くものですから、もし執行部の方で把握しておられれば、その辺のところをお伺いしようかと

思ったんですが、それでもなさそうでございますので、結構でございます。終わります。

○委員長（岡 孝夫君） 他にございませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（岡 孝夫君） 大島委員。

○委員（大島保憲君） 183ページのテレビ電波受信アンテナ設置という工事がありますが、これは健康文化センターの電波障害に伴う周辺の共聴設備、従来は共聴設備で電波障害のあるところには電波を送っていたのが、テレビ受信アンテナということは、地デジに伴って電波の方向が変わったから、これに伴って共聴設備をやめて、各戸のアンテナ設置というふうには聞いておりますが、従来の共聴設備はまだ残っておるのか、あるいはもうこのままでなくなっちゃったといたしますか、各戸で受信できる方向になったのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○委員長（岡 孝夫君） 健康生きがい課長。

○健康生きがい課長（宇野直樹君） 健康文化センターが建設の際に電波障害が起きましたので、15軒の住民の方の電場障害を実施させていただいておりましたが、23年、今年度の4月をもちまして、15軒ともすべて戸別に地デジで受信ができるようになったということでございます。町といたしましては、それに係るアンテナとか工事費、上限3万円の補助をさせていただいておる状況であります。

（挙手する者あり）

○委員長（岡 孝夫君） 大島委員。

○委員（大島保憲君） そうしますと、もうこれで電波障害は、健康文化センターの周囲にあっては、今の段階ではあり得ないということで考えてよろしいんですね。

○委員長（岡 孝夫君） 健康生きがい課長。

○健康生きがい課長（宇野直樹君） 今のところ、苦情とかは受けておりませんが、健康文化センターの中の指定管理者の方が予算を組んで、電波障害等は今現在も調査をしておりますので、その苦情等が出てまいりましたら、また町の方でも対応してまいりたいというふうに考えております。

（挙手する者あり）

○委員長（岡 孝夫君） 大島委員。

○委員（大島保憲君） 実は共聴設備のアンテナが15軒のところに張りめぐらされておるわけですが、このアンテナ線が、言ってみれば使っていない共聴アンテナのケーブルがあつた周辺の15軒に張りめぐらされているというふうに聞いておりますが、この撤去をするというのはお考えでしょうか、それともそのままにされるのか。

○委員長（岡 孝夫君） 健康生きがい課長。

○健康生きがい課長（宇野直樹君） 今年度に撤去する予定でおります。

○委員長（岡 孝夫君） 他にございませんか。

(発言する者なし)

○委員長(岡 孝夫君) 質疑なしと認めます。

これにて、款4の衛生費の質疑を終了いたします。

次に、款10.教育費の審査に移ります。

教育費も二つに分割し、審査をいたします。

まず項1.教育総務費から項4.学校給食費まで、事項別明細書の226ページから251ページです。

質疑はございませんか。

(発言する者なし)

○委員長(岡 孝夫君) それでは、質疑なしと認めます。

次に、項5.社会教育費及び項6.保健体育費、事項別明細書の250ページから269ページです。

質疑はございませんか。

(挙手する者あり)

○委員長(岡 孝夫君) 木野副委員長。

○副委員長(木野春徳君) 一つお聞きしたいことがあります。

269ページのフィールドアスレチック点検ですけれども、これはふれあいの森のところですよ。

あそこは毎年4万9,000円ほどの点検料が入っているんですけれども、現状はあそこの機器がほとんど使用できないような状況になっていると思うんですけれども、これから修繕だとか補修だとか取りかえとか撤去とか、どう考えてみえるのか。

○委員長(岡 孝夫君) 生涯教育部参事。

○生涯教育部参事兼生涯学習課長(松浦文雄君) 木野委員さんから、フィールドアスレチック点検のフィールドアスレチック自体が、テープを張って使用できない状態になっていると。一般質問の関連もごございますので詳細にはお答えできませんけど、年内の予算のうちで、今あるテープのものはすぐに修理させていただきます。

(挙手する者あり)

○委員長(岡 孝夫君) 木野副委員長。

○副委員長(木野春徳君) 実際に、ことしも子ども会さんなんかでデーキャンプなんかやられますので、そうすると、時間のあいたときに子供さんが遊ぶ場所が、あの中で遊ばれるんですけれども、機具が使えないという状況もあるし、ここについては周辺対策費ということで200万円が下小口の方に行っているんですけど、その件についてはあまり言うことはありませんが、まだ管理人さんにも75万円程度ですか、そういう委託料を払われているわけですね。そうした中で、せっかくの施設が使えないでは無駄になるので、その辺を早目に使えるようにしていただくと。

あと一つ関連で、営火場ですよ。以前もちょっとお話ししたことがあるんですけど、雨どいの枯

れ葉、あれは何とかしてほしいんです。以前、デーキャンプに行ったときにお手伝いしたときに、たまたま途中から雨が降り出したときに、雨どいの役をなさないものですから、本当に雨が降るとだーっと周りで居場所がなくなるぐらいの状況があったので、それについても、主に子ども会さん、どの時期に一番よく使われるかちょっと私らもよくわかりませんが、年にせめて一、二度ぐらいは雨どいとか建物の修繕というか、管理をきちっとしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長（岡 孝夫君） 生涯教育部参事。

○生涯教育部参事兼生涯学習課長（松浦文雄君） ふれあいの森自体が、もう年数がたって、かなりうっそうとしている状態でありまして、草の管理とか、いろんな方面で、一度施設全体の見直しをことかけたいと思っておりますので、指摘のあったところは直ちに修理やらいろいろさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（岡 孝夫君） 他にございませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（岡 孝夫君） 丹羽委員。

○委員（丹羽 勉君） 木野委員と同じようなところですが、その下にあります委託料、交付金、これについてお伺いをいたします。

まず委託料のところに、予算書によりますと樹木剪定等委託料25万円というのがありますが、決算書にはありませんので、執行されなかったんだらうと思いますが、その辺のところをまずお伺いします。

○委員長（岡 孝夫君） 生涯教育部参事。

○生涯教育部参事兼生涯学習課長（松浦文雄君） お答えします。

当初、樹木剪定委託料を組んでおりましたが、その部分は流用で総合グラウンドの草刈り、維持管理の方に回らせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

（挙手する者あり）

○委員長（岡 孝夫君） 丹羽委員。

○委員（丹羽 勉君） よそへ流用されたということですが、じゃあこの野外活動施設にはその必要がなかったというふうに理解すればよろしいですか。

○委員長（岡 孝夫君） 生涯教育部参事。

○生涯教育部参事兼生涯学習課長（松浦文雄君） この予算そのものは、時期的なこともあって、総合グラウンドの方でどうしても草刈りが必要な時期ということで、そちらへ流用させていただいて、日常、剪定の方は今の日常管理業務さんの方で協力等もいただいておりますのが事実です。

（挙手する者あり）

○委員長（岡 孝夫君） 丹羽委員。

○委員（丹羽 勉君） この剪定の委託料につきましては、23年度も計上されております。今の御答弁によりますと、必要ないんじゃないかと思うんですが、その辺はどのようにお考えですか。

○委員長（岡 孝夫君） 生涯教育部参事。

○生涯教育部参事兼生涯学習課長（松浦文雄君） 剪定の方は、以前からも、多くはふれあいの森にあります大きい木の方の剪定をその都度予定しておるものであります。特に今回、23年度はふれあいの森の道路側に木等が大きく出ておりますので、時期を考えてしておりますので、この樹木剪定料は必要でありますので、当初予算で予定している金額以上にもかかる予定が今わかってきましたので、よろしくをお願いします。

（挙手する者あり）

○委員長（岡 孝夫君） 丹羽委員。

○委員（丹羽 勉君） 22年度は他へ流用したということは、全く必要がなかったということで流用されたんだと思いますが、23年度は予算以上に必要になるというのは、どうも理解しにくいところなんです。ですから、やはり予算を編成するときには、実態を把握してやるべきだというふうに思いますので、今後はその辺のところを注意していただきたいと思います。

次に、その下にあります日常管理業務委託料71万5,470円ですが、この日常管理業務の内容というのはどのようなものですか。

○委員長（岡 孝夫君） 生涯教育部参事。

○生涯教育部参事兼生涯学習課長（松浦文雄君） ふれあいの森等ありますので、多くのところがかぎの開錠、施錠、トイレ清掃と、今の草引き等が含まれております。

（挙手する者あり）

○委員長（岡 孝夫君） 丹羽委員。

○委員（丹羽 勉君） 平成19年度の予算から18年度まで50万だったものが75万に引き上げられておりますね、25万。現在も予算上はこの75万が計上されております。要するに25万円の使い道ですね。このときの答弁が、トイレの清掃があります。管理棟のところにトイレがありますけれども、職員がやっておるような状態です。それが好ましい状態ではありませんので、それを下小口の地域の方で管理をしていただけたということが話の中でできております。その方にトイレの清掃を行っていただくと、それから周りの垣根というんですが、ツツジが入っておりますね。そのツツジの剪定、さらには毛虫がわきますので、その消毒。それから落ち葉の清掃ですねということで、25万円の増額するときの理由が、今申し上げたように答弁されております。

そうしますと、最初の増額前の50万円の業務というのは、どういうものを想定されておられたのか、お伺いいたします。

○委員長（岡 孝夫君） 政策推進課長。

○政策推進課長（社本 寛君） 所管外ではありますが、私が生涯学習課におりました当時のことですので、お答えさせていただきます。

異動していった際に、50万という予算が組まれておまして、これは以前、嘱託の方を雇用しておいて、それを委託の形に変えるということで、18年度からスタートしたというふうに考えております。

その当時に、まずはかぎのあけ締め、それから昼間の巡回だけを想定して当初予算を組まれたんですけど、1年行っていく中で、トイレ清掃であるとか、それから樹木の維持管理、こういったものの費用をどうしていくんだ、管理をどうしていくんだという中で、地元の方と協議をいたしまして、以前は生涯学習課の方で森の方の伐採等も時々行っておったんですけど、もともと森は神社地でありまして、お地元の方と協議をした際に、町の方で植えた木に関しては町の方で維持管理をしていくけれど、そうでないもともと神社のものについては、ある程度地元でやっていこうといったような役割分担の中で、先ほど丹羽委員御指摘のトイレ清掃とか、道路のツツジ、こういったものの消毒や剪定を行うことによって業務量がふえるので、その分の予算として増額をさせていただいたというのが経緯であります。

したがいまして、先ほどの樹木の維持管理の件につきましても、毎年枠で予算を組んでおまして、お地元でとても手がつけられないというものについては、町としてもお借りをしておる手前、お助けをしよう。ただ、基本的には地元の宮総代さん、ちょっと組織のことを忘れてしまいましたけど、区ではなくて白山神社を管理しているところである程度やっていたとということで、予算執行のない場合もあるというふうに認識をしております。以上です。

（挙手する者あり）

○委員長（岡 孝夫君） 丹羽委員。

○委員（丹羽 勉君） 執行部の方はよくわかってみえるものだから、よろしいんでしょうけど、この25万円と75万円が、どうも正直なところ理解しづらいところがあるわけなんですけど、必要がなくなつてよそへ流用するというようなこともあるようですので、その辺のところは一度見直しをすべきじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（岡 孝夫君） 生涯教育部長。

○生涯教育部長（近藤孝文君） 今、丹羽委員から見直しをかけたかどうかという御意見をいただきましたけど、教育委員会の方といたしましては、いつ地元からの要望があるかもしれません。それと、利用された方からの要望もありますし、そういう予算の組み方がいいかどうかはわかりませんが、とりあえず予算として持っておると。その予算の中で、年度年度、事例が発生すれば対応させていただくということで理解していただきたいと思います。以上です。

（挙手する者あり）

○委員長（岡 孝夫君） 丹羽委員。

○委員（丹羽 勉君） 安心のための予算ということかもしれませんが、必要なものが予算に組まれるわけですので、その辺のところは誤解のないようにしていただけるとありがたいと思います。

その下にあります交付金、野外活動施設周辺対策費200万円。この対策といえますか、内容についてお伺いしたいと思います。

○委員長（岡 孝夫君） 生涯教育部参事。

○生涯教育部参事兼生涯学習課長（松浦文雄君） 今、野外活動施設周辺対策費の内容について質問がございました。大口町と区との関係の事業の内容であります。

区のふれあい施設をお借りしていることによって、地元区においては、土地地縁団体が所有している土地の場所の維持管理と、開放施設、キャンプ場、営火場、ジョギングコースの清掃と、それから施設によって生ずることが予測されるための日常の安全管理、社会通念上認められる範囲の騒音等、お借りしている部分の騒音対策費を含めて適正に安全に使えることを覚書の中で契約して今日まで来ているものであります。

（挙手する者あり）

○委員長（岡 孝夫君） 丹羽委員。

○委員（丹羽 勉君） これ委託料じゃないんですね。交付金なんですね。当然、御案内のとおりだと思うんですけど、委託料と交付金とは違うと思うんですが、そういう中で、契約じゃなくて、町側が一方向的に報償を支払うもの、これが交付金ですよ。そういう中で、地縁団体の所有物の維持管理を何で町のお金を出してやらなきゃいかんのですか。

○委員長（岡 孝夫君） 生涯教育部参事。

○生涯教育部参事兼生涯学習課長（松浦文雄君） 以前にも、この交付金の関係で御質問をいただいたことがございました。

このふれあいの森は、国庫補助をいただいて、白山神社のところにフィールドアスレチック、大口町の野外活動施設として利用したいということで、地元の了解を得てお借りしていた土地でございます。

その間には、土地代の要素も含んだところも含まれております、お借りしているところから。そうすると、地縁団体さんに、共有地の方ですので、その方にお金を払う、授受のことが非常に法的に好ましくないということから、交付金を使って区の方に交付をさせていただいているのが現状でございます。

（挙手する者あり）

○委員長（岡 孝夫君） 丹羽委員。

○委員（丹羽 勉君） ちょっといまいち理解できにくいんですけど、もう一つ、開放施設部の清掃と

おっしゃいましたよね。清掃というのは、日常管理業務委託料の中で支払うんじゃないですか。

○委員長（岡 孝夫君） 生涯教育部参事。

○生涯教育部参事兼生涯学習課長（松浦文雄君） この交付金でお願いしておる中では、キャンプ場、営火場、ジョギングコース等が、日常管理される場所とはまた違う場所となっております。

（挙手する者あり）

○委員長（岡 孝夫君） 丹羽委員。

○委員（丹羽 勉君） 委託料で払う分と交付金で払う分とは、明確に区分されておるといふことよろしいか。

○委員長（岡 孝夫君） 生涯教育部参事。

○生涯教育部参事兼生涯学習課長（松浦文雄君） そのとおりであります。

（挙手する者あり）

○委員長（岡 孝夫君） 丹羽委員。

○委員（丹羽 勉君） 先ほど、お借りしておる土地があるということですが、これも19年度ですので、20年の3月ですかね。質問が出ておりますが、そうすると、土地を借りておるといふことですが、それはこの対策費交付金を払うときの町長と下小口の区長で覚書がされておるといふんですが、それらについては、その覚書の中に明示してあるんですか。

○委員長（岡 孝夫君） 生涯教育部参事。

○生涯教育部参事兼生涯学習課長（松浦文雄君） 覚書の中にその項目は明記してございます。

（挙手する者あり）

○委員長（岡 孝夫君） 丹羽委員。

○委員（丹羽 勉君） その明示してあるところをちょっと朗読していただけないか。

○委員長（岡 孝夫君） 生涯教育部参事。

○生涯教育部参事兼生涯学習課長（松浦文雄君） 覚書の2項でありますけど、甲乙あって、乙ですけど、乙は、施設の管理運営のために、次に掲げる事項に協力する。ただし、乙のみで実施することが困難な場合においては、項に協力金を依頼することができる。

1号として、地縁団体所有物として、神社境内地、町が設置した植栽木以外の樹木等の維持管理。

2号として、開放施設部、その中には括弧してキャンプ場、営火場、ジョギングコース等の清掃。3

号として、施設利用によって生ずることが予測される社会通念上認められる範囲の騒音等に対する許容が明記されております。

（挙手する者あり）

○委員長（岡 孝夫君） 丹羽委員。

○委員（丹羽 勉君） それは、先ほどお尋ねした周辺対策のための業務の内容ですよ。今私がお尋

ねしたいのは、その地縁団体の土地があるということで、それをお借りする部分があるということをおっしゃいましたが、その土地というのは、その覚書の中のどこに出てくるんですか。

○委員長（岡 孝夫君） 生涯教育部参事。

○生涯教育部参事兼生涯学習課長（松浦文雄君） 覚書の方は、無償貸与の覚書は地縁団体としていますので、そちらは地元区さんとの覚書ですので、2本立てで覚書がつくられておりますので、よろしくをお願いします。

（挙手する者あり）

○委員長（岡 孝夫君） 丹羽委員。

○委員（丹羽 勉君） では、ちょっと確認させていただきますが、その土地の使用については無償という契約がされておるわけですか。

○委員長（岡 孝夫君） 生涯教育部参事。

○生涯教育部参事兼生涯学習課長（松浦文雄君） 現在は、覚書によって無償貸与になっております。

（挙手する者あり）

○委員長（岡 孝夫君） 丹羽委員。

○委員（丹羽 勉君） ちょっとよう聞こえなかったんだけど、ちょっとそのところ。

○委員長（岡 孝夫君） 生涯教育部参事。

○生涯教育部参事兼生涯学習課長（松浦文雄君） 現在は無償賃貸契約になっております。

（挙手する者あり）

○委員長（岡 孝夫君） 丹羽委員。

○委員（丹羽 勉君） じゃあそのような契約書ができておるわけですね。

○委員長（岡 孝夫君） 生涯教育部参事。

○生涯教育部参事兼生涯学習課長（松浦文雄君） 契約書はございます。

（挙手する者あり）

○委員長（岡 孝夫君） 丹羽委員。

○委員（丹羽 勉君） 最初の方でお尋ねしたときに、地縁団体所有物の維持管理については、私が町で支払いをするというのはおかしいとお尋ねしたときに、土地の利用についても入っておるということをおっしゃったように思うんですが、そうすると、無償でお借りするということで契約をされておることなら、あえてまたこの対策費の中で払う必要はないんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（岡 孝夫君） それでは、暫時休憩とします。

（午前11時47分 休憩）

○委員長（岡 孝夫君） それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前11時49分 再開）

○委員長（岡 孝夫君） 生涯教育部参事。

○生涯教育部参事兼生涯学習課長（松浦文雄君） 平成19年当時に、この実情から、地縁団体が共有者名義で何人かの方が入ってみえますので、法律的にもそれができないということから、地元の事情によりまして、区の方にこれぐらいの協力をしていただきたいということで、周辺対策費を組ませていただいているのが現状です。

（挙手する者あり）

○委員長（岡 孝夫君） 丹羽委員。

○委員（丹羽 勉君） 共有名義ということですと、この使用については、当然共有名義人の全員の同意がありますよね。町がこういう形で借りるといっていますが、これについての共有名義人全員の承諾は得ておると思いますが、いかがですか。

○委員長（岡 孝夫君） 生涯教育部参事。

○生涯教育部参事兼生涯学習課長（松浦文雄君） もちろん覚書の方で全員の承諾はもらっております。

（挙手する者あり）

○委員長（岡 孝夫君） 丹羽委員。

○委員（丹羽 勉君） 正直なところ、この委託料交付金については、理解、納得できるところでは今のところはありませんが、清掃だとか除草だとかいうところで、予算では別々になっておって、それがダブっておるようにも感じられます。一度よく見直しをしていただいて、24年度の予算のときには、よく確認させていただきたいと思っておりますので、本日のところの質問はこれにて終わります。以上です。

○委員長（岡 孝夫君） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（岡 孝夫君） 質疑なしと認めます。

これにて教育費の質疑を終了いたします。

以上をもって、平成22年度大口町一般会計決算（所管分）の質疑を終了いたします。

会議の途中ではございますが、ここで13時30分まで休憩といたします。

（午前11時52分 休憩）

○委員長（岡 孝夫君） それでは定刻前ではございますが、皆さんおそろいですので、会議を再開いたします。

○委員長(岡 孝夫君) 午前中には、22年度大口町一般会計決算(所管分)の質疑を終了いたしましたので、今から特別会計決算の所管分について審査を行います。

最初に、平成22年度大口町国民健康保険特別会計決算について、歳入歳出一括して審査をいたします。

事項別明細書286ページから308ページです。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岡 孝夫君) それでは、質疑なしと認めます。

これで、平成22年度大口町国民健康保険特別会計決算についての質疑を終了いたします。

次に、平成22年度大口町老人保健特別会計決算について、歳入歳出を一括して審査をいたします。

ページは、310ページから314ページです。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岡 孝夫君) 質疑なしと認め、平成22年度大口町老人保健特別会計決算についての質疑を終了いたします。

次に、平成22年度大口町後期高齢者医療特別会計決算について、歳入歳出を一括して審査をいたします。

ページは、316ページから320ページです。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岡 孝夫君) 質疑なしと認め、平成22年度大口町後期高齢者医療特別会計決算についての質疑を終了いたします。

次に、平成22年度大口町介護保険特別会計決算について、歳入歳出を一括して審査をいたします。

事項別明細書のページは、322ページから336ページです。

質疑はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岡 孝夫君) それでは、質疑なしと認めます。

これで平成22年度大口町介護保険特別会計決算についての質疑を終了いたします。

次に、平成22年度大口町社本育英事業特別会計決算について、歳入歳出を一括して審査をいたします。

ページは、358ページから362ページです。

質疑はございませんか。

(挙手する者あり)

○委員長(岡 孝夫君) 江幡委員。

○委員(江幡満世志君) 全く初歩的な質問なんですけれども、この社本育英事業特別会計、社本育英事業そのものがわからないんですね。わかりやすくどなたか御説明をお願いいたします。

○委員長(岡 孝夫君) 学校教育課長。

○学校教育課長(竹本 均君) まず主要施策報告書の288ページにございますように、この目的につきましては、大口町の名誉町民でございます社本悦郎さんの御遺志に基づきまして、昭和57年に発足した基金になっております。

まずこの御遺志の中に、いわゆる大口町在住で町立中学校に在学し、高等学校等へ進学を希望する生徒の中から奨学金を交付し、将来、社会の一線で活躍されることを目的とするということで、いわゆる社本悦郎氏よりいただいた寄附を運営しながら、将来の大口町の子供たちの中で、この奨学制度としてさせていただいておるとというのが現状でございます。

(挙手する者あり)

○委員長(岡 孝夫君) 江幡委員。

○委員(江幡満世志君) 昭和57年当時に社本悦郎さんですか、この方が寄附金として基金を組まれたと思うんですけれども、どのぐらいの金額をもとにいただいたのか、それはわかりますか。

○委員長(岡 孝夫君) 生涯教育部長。

○生涯教育部長(近藤孝文君) 江幡委員の御質問にお答えさせていただきます。

社本さんの御遺族から4,000万円だったか6,000万円だったか、いただきました。その利息をもとに、育英資金として各高校生等に支援しておったわけなんですけど、運用益そのもの、利子そのものを生まなくなりましたので、社本家、今の福玉精麦の社長さんからですけど、基金そのものは取り崩さないで、もし運用益を生まなくなったら、私の方から、ここにありますように、ある程度のお金をお渡ししますから、それをもとに支援をしてくれという話でありました。ですから、いただいたお金がなくなれば、その都度、なくなる寸前ではないんですけど、もうすぐなくなるかなというときにアウトをお願いしているのが現状でございます。

○委員長(岡 孝夫君) その他ございませんか。

(発言する者なし)

○委員長(岡 孝夫君) ないようなら、私から一つだけお伺いしたいんですが、成果報告書の287ページの2番の、平成21年度までの経過または課題のところ、26年間で199名というのがありますが、去年のやつも26年と書いてありましたので、ひょっとして27年の間違いじゃないかと思ったんで

すけど、いかがですか。

学校教育課長。

○学校教育課長（竹本 均君） すみません。御指摘のとおり、27年間というのが正しいところです。

○委員長（岡 孝夫君） 22年度までの……。

○学校教育課長（竹本 均君） 22年度で27年間です。

○委員長（岡 孝夫君） あともう一個が、そのお隣の288ページなんですけど、ここに使われている写真を見てちょっとおかしいなと思ひまして、実はこれ、多分1年前の写真じゃないかと思ったんですが、これについてはいかがですか。

学校教育課長。

○学校教育課長（竹本 均君） この288ページの写真につきましては、大変申しわけないんですけど、こちらが正しくて、前年度取り扱いをさせていただいた方が間違っておりました。こちらの写真が正しい年度です。これは議長さんを見ていただければおわかりだと思うんですけど、実は表彰、21年度対象に対しての表彰は、22年度の4月になって表彰いたしますので、その時点の議長さんがここに参加していただいているということで、この22年度の成果報告書に出てくる内容の写真が正しくて、その前の年の成果報告書に出た写真がちょっと間違っているということになります。

○委員長（岡 孝夫君） その他ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（岡 孝夫君） それでは、質疑なしと認め、平成22年度大口町社本育英事業特別会計決算の質疑を終了いたします。

以上で、日程第1、平成22年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算（所管分）の質疑を終了いたしました。

これより採決に入ります。

認定第1号 平成22年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算（所管分）について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○委員長（岡 孝夫君） 賛成多数であります。よって、認定第1号 平成22年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算（所管分）は、可決すべきものと決定いたしました。

次に、次第に従って、請願を議題といたします。

請願第1号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める請願書の審査に入ります。

既に請願書の写しを配付済みでありますので、内容については御理解されているものと思います。

紹介議員であります木野副委員長がお見えになりますので、補足等ございましたら御説明をお願い

いたします。

木野副委員長。

○副委員長（木野春徳君） 請願書については、先ほど委員長さん言われましたように、事前配付されておりますので、内容については十分理解していただいております。

この内容については、請願事項にもありますが、定数改善計画ということで、もう一つはいわゆる国の負担率を2分の1から3分の1に減額されたものを再度もとに戻してほしいという要望ですので、ぜひ皆さんにはこの請願については採択をしていただきますようお願いを申し上げます。

○委員長（岡 孝夫君） ただいま採択という意見が出されました。

これに対して御意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡 孝夫君） それでは、御異議ないものと認め、本請願は採択することといたします。

ここで暫時休憩といたします。

（午後 1時35分 休憩）

○委員長（岡 孝夫君） それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 1時37分 再開）

○委員長（岡 孝夫君） ただいまお手元に意見書の案を配付させていただきました。

事務局長、朗読をお願いいたします。

○議会議務局長（河合俊英君） 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書（案）。

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成に向けて真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校、非行問題行動を含めた、子どもたちをとりまく教育課題は依然として克服されていない。また、特別な支援を必要とする子どもや日本語教育の必要な子どもも多く、適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。これらの課題に向け、子どもたちにこれまでも増してきめ細かやかに対応するためには、学級規模の縮小は不可欠であり、標準定数法を改正し、国の財政負担と責任で学級編制を30人以下とすべきである。

また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫している。子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、そのために義務教育費国庫負担制度を堅持すること、また国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つで

ある。

よって、貴職においては、平成24年度の政府予算編成にあたり、国段階における30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元へ向けて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月、愛知県丹羽郡大口町議会。提出先は、内閣総理大臣 野田佳彦、内閣官房長官 藤村 修、文部科学大臣 中川正春、財務大臣 安住 淳、総務大臣 川端達夫、以上です。

○委員長（岡 孝夫君） ただいま朗読しました意見書案に、御意見等ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（岡 孝夫君） それでは、御意見等ないようですので、本案により提出することといたします。

委員の皆様は、会議終了後、発議書への御署名をお願いいたします。

以上をもちまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案及び請願の審査はすべて終了いたしました。

これをもちまして、文教福祉常任委員会を閉じます。

（午後 1時40分 閉会）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

文教福祉常任委員会

委員長 岡 孝 夫